

事務事業の見直しについて

1 背景

- (1) 少子高齢化及び将来的に到来する人口減少への対応
- (2) 厳しい財政状況に対する行財政改革の推進

2 諮問・答申について

(1) 表題

「持続可能な行政運営に向けた事務事業の見直し」

(2) 内容

行政改革推進委員会の原点である行政改革の観点から、「事務事業の見直し」を基本的な諮問事項と定め、今年度以降、複数年度の実施を含め、年次ごとに諮問・答申を行う。

3 庁内組織

(1) 自治体戦略推進本部

- ・ 社会情勢に対応した市政の戦略的な推進のため設置
- ・ 幹事会からの結果の報告をもとに審議・決定

(2) 自治体戦略推進本部幹事会

- ・ 自治体戦略推進本部の下に実務を担う下部組織として設置
- ・ 全庁横断的な取組として調査・検討を実施し推進本部へ結果を報告

4 見直しの進め方

全事業を見直しの対象とし、幹事会にて審議の上、推進本部にて最終的な判断を行う。先行着手可能な事業を選定のうえ、リストを作成し、随時審議を進める。

5 見直しの視点及び論点の例（優先順位の考え方）

(1) ニーズの変化

- (2) 民間代替性・民業圧迫可能性
- (3) 県内市町村の実施状況
- (4) 法的根拠
- (5) 事業の対象者
- (6) 市民への影響度
- (7) 削減事務量
- (8) 上乘せ・横出し
- (9) 各種計画との整合性

6 行政改革推進委員会の役割

- (1) 事務事業の見直しの内容について、事務局から提出される事業について、専門的見地や社会情勢を踏まえた意見を聴取し、反映のうえ、必要に応じて随時修正を行う。
- (2) 年次の成果報告について、中長期の取組を射程に入れた答申を行う。

7 スケジュール(予定)

- ・ 第1回委員会(6月29日) 【諮問・内容報告】
- ・ 第2回委員会(7月下旬) 【意見聴取】
- ・ 第3回委員会(10月頃) 【意見聴取・中間報告】
- ・ 第4回委員会(1月頃) 【成果報告・答申】

(※推進本部会議及び幹事会は随時開催)

8 新型コロナウイルスの影響

- (1) 公共施設の一時閉館
- (2) イベント関係の中止